

宇和島市環境基本計画策定業務提案仕様書

1. 委託業務名

宇和島市環境基本計画策定業務

2. 業務の目的

本市は、2018年3月に「第2次宇和島市総合計画」を策定し、表題に掲げる「世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇るふるさとわじま」を実現すべく、市民の誇りである豊かな自然環境を守り、自然と共存する環境自治体を形成するため、多面的かつ効果的な取り組みを、市民と企業、行政が一体となって推進していくこととしている。

本業務では、その指針となる「宇和島市環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものとする。また、環境基本法の趣旨に鑑み、計画を策定するために必要な業務を実施するものとする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日（月）まで

4. 業務内容

(1) 業務の方針

本業務は、「環境基本法」、政府が定める「環境基本計画」、「愛媛県環境基本条例」及び「愛媛県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して実施する。

(2) 業務の内容

本業務の詳細に関しては、別添の特記仕様のとおりとする。

(3) その他（自由提案）

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5. スケジュール（目安）

時 期	項 目
令和3年 2月	地域概況調査、環境現況調査着手
令和3年 3月	策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和3年 8月	草案の策定、策定委員会（草案の審議）
令和3年11月	策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和3年12月	原案の策定
令和4年 1月	パブリックコメントの実施、最終案の策定、策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和4年 2月	環境審議会（最終案の審議）、業務完了報告

6. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に再委託予定調書（様式5）を提出し、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、再委託予定調書に基づき再委託をした際には、市が求める書類を提出するものとする。

(2) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 成果品の利用及び著作権

① 著作権法（昭和45年法律第48号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は市に帰属する。

なお、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については、原則として市に帰属しないこととするが、業務上、市が使用する必要がある場合は、受託事業者に報告の上、使用することとする。

② 目的物の改変

市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ただし、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については対象外とする。

③ 著作権の侵害に対する保証

受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

④ 知的財産権

本事業により特許権等の知的財産権が生じた場合の権利の帰属は、原則として市とする。

7. 実施上の注意

(1) 実施体制

受託事業者は、円滑な事業運営を図るために、当該事業に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

なお、業務責任者は同種業務の受託経験のある技術者であること。

(2) 連絡体制

市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築すること。また、市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じ必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

(3) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託事業者は市と必要に応じて協議・打合せを行う。協議事項については、その内容を速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(4) 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受託事業者は市の了解を得た上で、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(5) 資料の貸与

市が所有している資料で、業務に必要なものは受託事業者に貸与する。この場合、受託事業者は貸与された資料のリストを作成し、業務完了時点で成果品とともに返納するものとする。

(6) 提出書類

受託事業者は、業務の着手及び完了に当たって、市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

① 業務の着手時

- ア. 着手届
- イ. 業務責任者選任届
- ウ. 業務実施工程

② 業務の完了時

- ア. 完了届
- イ. 業務完了報告書

(7) 受託事業者の責務

受託事業者は、業務の目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書で定められていない内容であっても、市と協議の上、誠意を持って対応しなければならない。

(8) 疑義

業務内容に疑義が生じた場合は、受託事業者は速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。

8. 成果品等の提出

受託事業者は、業務完了時には以下の成果品等を提出し、市の完成検査を受けるものとする。

なお、提出時はもとより、提出後においても受託事業者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託事業者は速やかに成果品等の修正を行わなければならない。

(1) 成果品等

- ① 宇和島市環境基本計画書：20部（予定）
- ② 同上（概要版）：100部（予定）
- ③ ①及び②のデータが保存されたメディア一式（DVD-R等）
- ④ 各委員会等の議事録：1部

(2) 納品期限

令和4年2月28日（月）

(3) 納品場所

宇和島市 生活環境課

9. 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10. 委託料の返還等

本事業以外の用途に使用する等、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた事業者に対しては、委託料の全部または一部を返還させる。

また、委託料により発生した収入があるときは、返還を求めることができるものとする。

11. 注意事項

本仕様書は、計画策定に係る業務全般に適用するものとする。

また、本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細について、市と受託事業者との協議により決定すること。

12. その他

受託事業者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

また、本仕様書に定めのない項目に関しては、宇和島市契約規則（平成17年8月1日規則第56号）の例によるものとする。

特記仕様

1. 基礎調査等

(1) 基本的事項の整理

計画の策定に当たって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

- ① 計画策定の背景、目的及び位置づけ
- ② 計画の推進主体
- ③ 計画の期間（全体の計画年数及び中途見直しを行う年数）
- ④ 計画で対象とする環境の範囲

(2) 地域概況調査

計画を策定する上で必要となる宇和島市の地域概況を、表－1の内容について調査する。調査にあたっては既存資料調査を基本とし、必要に応じて現地調査やヒアリング等を実施する。

表－1 地域概況調査の内容

区分	項目	内容
宇和島市の 自然的状況	地象、水象、気象	地形、地質の状況、河川・ため池、潮流等の状況、 風向・風速・気温・降水量の状況等
	植物及び動物	植生及び植物種の状況、動物の分布、主な生息地、 貴重な動植物の生息状況
宇和島市の 社会的状況	人口及び集落等	行政区画、集落の状況、人口等
	産業	産業別就業者数、農林水産業の状況、商工業の状 況、主要な事業場等
	水域利用	上水道水源としての河川水利用、農業利水の状 況、漁業権の設定状況、地下水の利用状況等
	交通の状況	鉄道網及び旅客数、道路網及び交施量の状況
	公共・公益施設の状況	学校・幼稚園、保育園、公民館及び集会場、病院、 公園等の位置、上下水道及び廃棄物処理施設等の 整備状況
	文化財の指定状況	指定文化財、理蔵文化財の種類及び位置
	観光・レクリエーション の状況	主要な観光地、レクリエーション施設、野外活動 場所の状況
	主要な開発事業及び計 画	主要な開発事業の状況、将来的な開発計画とその 概要
環境関連法令 の指定状況	開発関係法令	都市計画区域、保安林、農用地区域等の指定状況
	自然環境関連法令	自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、その 他
	生活環境関連法令	環境基準の指定状況、各種規制法の指定状況

(3) 環境現況調査

計画を策定する上で必要となる宇和島市の環境現況を、表－２の内容について調査する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じて現地調査やヒアリング等を実施する。

表－２ 環境現況調査の内容

環境要素の区分		
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭
	水環境	海浜及び河川等における水質、底質、地下水、水象
	土壌環境・その他の環境	地形・地質、地盤、土壌、日照阻害、夜間照明
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物	哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、水生動物、陸上昆虫類等
	植物	植生、植物相、植物群落
	生態系	生態系の多様性、生息-生育環境
地域の景観の保全及び人 と自然との豊かな触れ合 いの確保	景観	地域景観の特性、代表的眺望地点の眺望、景観阻害
	触れ合い活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場
	文化財・天然記念物	指定文化財、埋蔵文化財、天然記念物、その他
環境への負荷の低減	廃棄物・リサイクル	廃棄物、漂着物、建設残土等
	地球温暖化等	温室効果ガス等

2. 市民、事業者等の意識調査

(1) アンケート調査

計画の策定に当たって、市民及び事業者等の意識を反映させ、市民参加に資するため、意識調査（アンケート調査）を実施する。特に、海洋プラスチックごみ対策及び食品ロス削減については、必ず項目を設けること。

調査票の配布先は本市と協議の上で選定するものとし、調査票の配布及び回収については、本市と協議の上で適切な方法を用いるものとする。

調査票の作成、印刷、配布、回収、集計及び解析に係る費用は、受託事業者が負担する。

(2) アンケート調査の対象

- ① 一般市民（1, 000通）
- ② 事業所（食品関係100通、水産関係50通）

3. 環境保全のための各種施策の調査

国、県、市町村及び市民団体等で実施されている環境保全のための施策（特に同規模の自治体における先進的な取組事例）を調査する。これらの施策については、環境部局以外で実施されているものも対象とする。

4. 環境の現状分析及び課題の整理

基礎調査の結果を整理し、本市における現在の環境の状況を分析し、本市の取組が進んでいる項目、逆に今後の取組が必要と考えられる課題、市民が期待する本市の環境のイメージや環境施策等を整理する。

5. 計画の理念及び計画目標の設定

整理された課題及び愛媛県環境基本計画における理念及び計画目標等を勘案し、宇和島市環境基本計画の理念及び計画目標を設定する。

6. 環境施策の検討

設定された計画目標を達成する上で実施すべき個々の施策を検討し、重点的に取り組む施策を選定する。

7. 環境配慮指針の検討

環境に配慮した行動に取り組んでいくための環境配慮指針を、行政、市民及び事業者のそれぞれについて検討する。

8. 計画の進行管理方法の検討

計画策定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進行管理方法及び体制を検討する。

9. 計画素案、計画案及び計画書並びに計画書概要版の作成

上記2～8の各作業内容を取りまとめるとともに、各委員会の審議結果を勘案した計画素案を作成する。

また、素案をベースに、必要に応じて関係部局及び行政計画との調整を行って計画案を作成する。

さらに公表された計画案に対して提出された市民等の意見（パブリックコメント）を取りまとめるとともに、それらを勘案して、最終的な計画書及び計画書の概要版を作成する。

10. 委員会資料作成及び運営等

計画策定に当たって開催する委員会等の会議資料を作成する。

また、市と協議の上、委員会等の運営及び議事進行に協力するほか、出席した委員会等については、発言順に会議の内容を記録した議事録を作成するものとする。

なお、委員会等については、計画策定のために庁内策定委員会と、市の諮問機関である環境審議会を開催を予定しており、受託事業者は、庁内策定委員会4回、環境審議会1回（最終案の諮問）の出席とする。